

# 1 加工デンプンの添加物指定と記載方法

(平成20年10月1日)

<p>平成20年10月1日 添加物として指定が された 加工デンプン11品目</p>	<p>アセチル化リン酸架橋デンプン (簡略名:加工デンプン) アセチル化酸化デンプン (簡略名:加工デンプン) アセチル化アジピン酸架橋デンプン (簡略名:加工デンプン) オクテニルコハク酸デンプンナトリウム (簡略名:加工デンプン、オクテニルコハク酸デンプンNa) 酢酸デンプン (簡略名:加工デンプン) 酸化デンプン (簡略名:加工デンプン) ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン (簡略名:加工デンプン) ヒドロキシプロピルデンプン (簡略名:加工デンプン) リン酸化デンプン (簡略名:加工デンプン) リン酸架橋デンプン (簡略名:加工デンプン) リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (簡略名:加工デンプン)</p>
--	---

物質名又は簡略名で記載

「乳化剤」という一括名で記載

増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料の用途で使用した場合は、用途名併記が必要。

## 2 加工デンプンは 増粘多糖類と記載できない

### 二 運用上の留意事項

#### (一) 食品に係る表示について

##### ① 物質名表示関係

(中略)

キ 規則別表第二に掲げる添加物以外の添加物について、物質名の表示に代えて使用できる簡略名は、別添一及び別添三の簡略名又は類別名(細分類の簡略名又は類別名を含む。以下同じ。)の項に示したこと。

なお、**別添一及び別添三**の用途欄に増粘安定剤と記載された多糖類を二種以上併用する場合には、

簡略名として「**増粘多糖類**」を使用して差し支えないものであること。

食品衛生法に基づく添加物の表示等について

(平成八年五月二三日付け衛化第五六号)より

**別添一**：既存添加物名簿収載品目リスト

**別添三**：一般に食品として飲食に供させている物であって  
添加物として使用される品目リスト

### 3 増粘多糖類という添加物表示

- 規則別表第三に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、カ 規則別表第五の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。

- 増粘剤が増粘多糖類だけの場合、
- 増粘剤(増粘多糖類)又は、増粘多糖類
- 加工デンプンと増粘多糖類を増粘剤で併用している場合
- 用途名を省略していないので、
- 増粘剤(加工デンプン、増粘多糖類) となる。

#### 4 加工デンプンが含まれるでん粉は 将来的に区分されて表示される。

現在、「でんぷん」で表示されている。

馬鈴薯  
でん粉

加工デンプン

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号により、  
原材料名は、**食品添加物以外の原材料と食品添加物  
とに区分して、それぞれ原材料に占める重量の割合  
の多いものから順に記載するよう規定していますので**

原材料名：**でん粉**、（その他の食材を記載）、

**増粘剤（加工でんぷん、増粘多糖類）**

のような表示に将来的になる。